

事業者の皆さまへのお願い

このたび、札幌市内全域を対象とする「まん延防止等重点措置」の適用期間の延長が決定されました。対象事業者の皆さまには、大変なご負担をおかけいたしますが、感染拡大防止のため、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

「まん延防止等重点措置」の適用期間の延長に伴う飲食店等への協力支援金について

※下記の対象施設が、対象期間の全てにおいて、要請内容にご協力いただいた場合に支援金を支給いたします。なお、以下の内容は、今後の感染状況等を踏まえた北海道知事の決定により、変更となる可能性があります。変更が生じた際には、随時お知らせいたします。

札幌市内全域の飲食店、カラオケ店、結婚式場

- ※酒類提供の有無に関わらず、上記の施設（店舗）のうち、従来から午後8時を超えて営業を行っている施設（店舗）が対象となります。
- ※店舗内で飲食をする施設（「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」を取得している施設）が対象となります。

■対象期間 9月1日(水)から9月12日(日)まで

■要請内容（特措法第31条の6第1項等）

① 営業時間及び酒類提供時間の短縮

営業時間	<u>午前5時から午後8時まで</u>
酒類提供	<u>酒類提供を行わない（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）</u>

② 次の感染防止対策を実施する

- ・従業員への検査推奨
- ・入場者の整理・誘導
- ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止
- ・手指消毒設備の設置
- ・事業を行う場所の消毒
- ・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知
- ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の禁止（すでに入場している者の退場も含む）
- ・施設の換気を行う
- ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）及び北海道コロナ通知システムの活用呼びかけ
- ・同一グループの入店は、原則4人以内
- ・滞在時間の制限（2時間程度を目安）などにより同時に多数の人が集まらないようにする
- ・店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う（黙食の実践） など

③ 飲食を主として業としている店舗等では、カラオケ設備の利用を行わない

④ 業種別ガイドラインを遵守する

支援金の主な支給要件

要請期間の全てにおいて、要請に応じること

※申請の詳細については、後日公表いたします。なお、申請にあたっては、要請に協力いただいたことがわかる書類（写真やHPの写し等）や営業に必要な許可証の写しなどをご提出いただくことを予定しています。

支援金の申請について

要請にご協力いただいた支援金については、下記の予定です。
申請のお忘れがないようご注意ください。

■受付期間（予定）

申請の受付は、要請期間終了後から開始する予定です。

■支援金額（1店舗1日あたり）

企業規模	支援金額（1店舗1日あたり）
中小企業	3万円から10万円（売上高の4割をもとに計算）
大企業	最大20万円（売上高の減少額の4割をもとに計算）

■申請方法

郵送にて受付予定。詳細は後日、ホームページに掲載するほか、市役所本庁舎1階パンフレットコーナーや各区役所に資料を配布予定です。

【業種別ガイドライン】

内閣官房のページ <https://corona.go.jp/prevention/>



○協力支援金に関するお問い合わせ

■専用ダイヤル

電話番号 **011-330-8396**

受付時間 **8:45から17:15まで**

（9月26日までは土日祝日も対応。9月27日以降は平日のみ）

■ホームページ

【飲食店等への要請に係る支援金について】

https://www.city.sapporo.jp/keizai/chusho/taisakusienkin_0901iko.html

